

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条に定める書面)

2022 年 6 月 30 日

株式会社 Success Holders
株式会社 Success Holders 分割準備会社

新設分割に係る事後開示事項

東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社 Success Holders
代表取締役 谷口 雅紀

東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社 Success Holders 分割準備会社
代表取締役 釜 薫

株式会社Success Holders（以下、「分割会社」といいます。）は、2022年5月19日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022年6月30日を効力発生日として、当社のメディア事業（生活情報誌の出版及び各種情報の提供事業を指します。以下、「本件新設分割事業」といいます。）を、新たに設立した株式会社Success Holders 分割準備会社（以下、「新設会社」といいます。）に承継させました。（以下「本件新設分割」といいます。）

本件新設分割に関する会社法第811条第1項及び会社法施行規則第209条に定める事後開示書類は、次のとおりであります。

1. 新設分割が効力を生じた日（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第1号）

2022年6月30日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第2号）

会社法第805条の2に基づき、本件新設分割をやめることを請求した株主はおりませんでした。

3. 会社法第806条の規定による手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第3号）

分割会社は、会社法第806条第3項及び第4項に基づき、2022年5月20日付で公告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項に基づく株式の買取請求をした反対株主はおりませんでした。

4. 会社法第808条の規定による手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第3号）

本件新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第808条の規定による手続）は実施しておりません。

5. 会社法第810条の規定による手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第3号）

分割会社は、会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2022年5月20日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

6. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法第 811 条第 1 項第 1 号、会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、本件新設分割に係る新設分割計画書の記載に従い、2022 年 6 月 30 日をもって、分割会社から、本件新設分割事業に関する権利義務を承継いたしました。

新設会社が、分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 302 百万円（いずれも 2022 年 3 月 31 日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）です。

7. その他、新設分割に関する重要な事項（会社法第 811 条第 1 項第 1 号、会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上